

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（抜粋）

（水域利用調整区域）

第 18 条 知事は、水難事故等を防止するために必要があると認めるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止することができる。

- 2 知事は、市町村その他関係するものからの申出により水域利用調整区域の指定をすることができる。
- 3 水域利用調整区域は、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）その他法令により船舶交通等の制限又は禁止がされる区域以外の区域とし、人が遊泳し、船舶が頻繁に航行し、又は漁業施設が設置され、その他プレジャーボート等の航行又はこれを使用したレクリエーション活動に伴い人の生命、身体及び財産に対する危険を生じるおそれのある水域について、これらを防止するために必要な最小限のものに限られなければならない。
- 4 水域利用調整区域は、標識の設置その他の方法により識別できるものでなければならない。

（指定手続）

第 19 条 知事は、水域利用調整区域の指定をしようとするときは、水域利用調整協議会の意見を聴かななければならない。

- 2 知事は、水域利用調整区域の指定をしようとするときは、当該区域が属する市町村の長及び当該区域の一部又は全部を管理する者の意見を聴かななければならない。
- 3 知事は、水域利用調整区域の指定が漁業権の侵害防止等に関係するものであるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

（設置）

第 25 条 第 19 条第 1 項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議させ、及び知事の諮問に応じ水域利用調整区域に関する重要事項を調査審議させるため、知事の附属機関として、水域利用調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（会長及び副会長）

第 28 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（抜粋）

（水域利用調整区域の指定）

第10条 条例第18条第1項に規定する水難事故等を防止するために必要があると認めるときとは、プレジャーボート等が遊泳者等若しくは他の船舶と混在し若しくは混在するおそれがあり又は漁業施設若しくは設備に接近し若しくは接近するおそれがある場合に、水難事故等の発生するおそれが著しいと認められるときをいう。

2 条例第18条第2項に規定するその他関係するものとは、次に掲げるものをいう。

- （1）北海道警察本部
- （2）道内の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- （3）道内において海水浴場を開設する者

3 条例第18条第2項に規定する申出は、別記第3号様式による水域利用調整区域指定申出書によるものとする。

4 略